



自宅の固定電話が危ない!!!

悪質電話対策機器購入補助金



補助上限

10,000円

1世帯1回1台限り
過去に補助金を使用した
世帯の方はご利用いただけません

令和8年4月1日以降に購入した機器が対象となります。

振り込め詐欺といった特殊詐欺や、電話での強引な勧誘による被害を未然に防ぐため、悪質電話の対策機能が備わっている機器の購入費用を、一部補助します。

対象者 申請時に市内に住所を有する**65歳以上**の方

補助内容 機器購入費のうち、**1万円**を限度に補助します。

※ 対象機器一つの購入費用（税込）のみが補助対象

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

対象となる機器

下記3種類の機器のうち、いずれかが対象となります

① 通話録音機器

通話を録音する旨を相手に伝え、かつ録音を**自動的に**行う機器

この電話は
犯罪被害防止のため、
通話内容を自動で
録音します。



*メッセージ例

② 着信自動判別機器

悪質電話の着信を判別し、通知または切断を**自動的に**行う機器

フィルタリングで
迷惑電話をブロック



③ 内蔵固定電話機器

①または②の機能が内蔵されている電話機



ファクス付き電話機器もOK!

一部補助対象外の機種があります。詳しくは購入前に説明書や電気店でご確認ください

*上記②、③は毎月、別途データベース利用料と、ナンバー・ディスプレイ代がかかる場合があります。

申請に必要なもの

交付申請書

市民安全課窓口か、
富士市ウェブサイト
から入手できます。

領収書

購入した機種がわかる、
対象者の名前入りの領収書を
もらってください

カタログなど
機器に対策機能がついていると
示せるもの

⚠ 注意事項 ⚠

* 令和9年2月26日まで、補助事業を行う予定ですが予算額に達した時点で受付を終了します。受付状況は市ウェブサイトをご覧ください。市民安全課までお問い合わせください。

* 購入後は速やか(1か月以内)に申請してください。

* 悪質電話を完全に排除できるわけではありません。知らない番号からの電話には注意しましょう。

* 詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

申込み
問合せ

富士市 市民部 市民安全課
防犯交通安全担当



55-2831

富士市悪質電話対策機器購入費補助金

申請の流れ

1

機器の購入

本制度の対象機器であるか、下記をご確認の上、購入してください。

購入した店で領収書（宛名は対象者名）とカタログをもらってください。

注意点

- ・ポイントを使って購入した場合は、ポイント使用後に実費で支払った額を基に補助金額が算定されます。
- ・全額ポイントで支払った場合は、補助が出来ませんので、予めご了承ください。
- ・購入した機器がわかる領収書をお持ちください

(例) 機器代金・・・12,800円(税込)
ポイント値引き・・・3,000円の場合

実費支払額は9,800円で、1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、補助金額は9,000円となります。(自己負担額：800円)

2

交付申請

【重要】購入後、速やか（1か月以内）に申請してください。

対象機器の購入後、以下3点の書類を市民安全課へ提出してください。

1

交付申請書

2

領収書

3

カタログなど
機器に対策機能がついていると
示せるもの

注意点

- ・申請書は市ウェブサイトまたは市民安全課窓口にて入手可能です
- ・申請書には対象者本人と、対象者と同じ世帯の方全員分の直筆の署名が必要となります。自書されない場合は、補助金対象者の印鑑を押印する必要があります。
- ・申請書には対象者の口座情報を記入する欄があります。窓口で申請書を記入する場合は口座情報を確認できる書類をお持ちください。対象者以外の口座へのお振込みは原則できませんが、特段の事情がある場合は、別途ご相談ください。
- ・対象者と同世帯の代理人が申請に来る場合には代理人の身分証明書、別世帯の代理人が申請に来る場合には代理人の身分証明書と委任状が必要です。委任状も市ウェブサイトまたは市民安全課窓口で入手可能です。

ご不明な点は市ウェブサイトかお電話でご確認ください

3

交付決定通知・お振り込み

「富士市悪質電話対策機器購入費補助金交付決定通知書」が郵送された後、補助金が振り込まれます。お振り込みまで申請から一か月ほどお時間をいただきます。

- ・申請書の内容について確認事項があった場合にはこちらからご連絡いたします。
- ・補助金を使用して購入した機器については耐用年数まで使用し転売等を行わないようお願いいたします。
- ・数年に一度、機器の使用状況調査を行う予定です。